

うちの家族はしんきんファン。



いつも、あなたと。



<https://www.shinkin.co.jp/okayama/>

フリーダイヤル: 0120-173-299
ガイダンス番号 2

HP



LINE



おかやまが **好き** あなたが **好き**

おかやましんきんがお手伝いいたします

ライフプラン

人生設計

Okayama Shinkin Bank

あなたにこれから
必要になるお金は?

あなたに“ぴったり”の
ライフプランを、
一緒に考えていきます。

“もしも”の場合の
備えて必要?

資産運用を考えよう!



いつも、あなたと。



本資料の記載については、令和6年9月現在のものであり、
今後変更となる可能性がございます。

商号等: おかやま信用金庫
登録金融機関: 中国財務局長(登金)第19号
加入協会: 日本証券業協会

こんなお悩み
お持ちではないですか？

相続

贈与

NISA

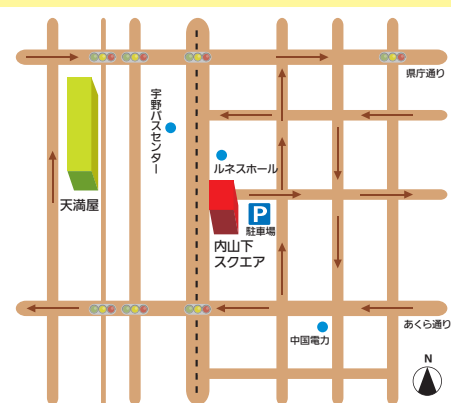
老後資金

内山下スクエアで
資産のお悩みご相談ください!!!

随時開催中

お金にまつわる
資産運用セミナー

生活にまつわる
趣味・楽しみを見つける
カルチャーセミナー



平日の夕方や土曜日
相談を受付しております

営業時間
月曜～金曜日 9:00～17:00
予約優先制
土曜日 9:00～17:00
完全予約制

いつも、あなたと。

おかやま信用金庫
内山下スクエア
岡山市北区内山下1-7-1
(TEL) 086-223-1710

商号等: おかやま信用金庫 登録金融機関: 中国財務局長(登金)第19号 加入協会: 日本証券業協会

Contents

目次

これからのライフイベントを確認してみましょう 3ページ

物価について考えてみましょう・
お金に長生きしてもらいましょう 5ページ

お客様のライフプランと資金の性格に
合わせた金融商品を考えていきます 6ページ

リスクについて考えてみましょう 7ページ

預 金 8ページ

公 共 債 9ページ

生 命 保 険 10ページ

そ な え る 保 険 16ページ

投 資 信 託 19ページ

i D e C o 25ページ

これからのライフイベントを確認してみましょう

必要資金って、
いつ頃？
いくら位？

イベントを見据えて
計画的に準備して
いきましょう！

男性の
平均寿命

81.05歳

女性の
平均寿命

87.09歳

資料：厚生労働省 令和4年「簡易生命表」より

20・30代 結婚資金

結婚費用総額

岡山、広島、山口、鳥取、島根の平均

289.8万円

(全国平均 327.1万円)

うち親・親族からの資金援助

岡山、広島、山口、鳥取、島根の平均

142.1万円

(全国平均 163.7万円)

資料：ゼクシィ 結婚トレンド調査2023 調べ

30・40代 住宅資金

購入価格

戸建て
(土地費含む)

岡山県平均

4,358万円

(全国平均 4,694万円)

マンション

岡山県平均

4,140万円

(全国平均 4,848万円)

資料：(独行)住宅金融支援機構 2022年度
「フラット35利用者調査」

60代 老後資金

年金受給額

国民年金
受給者

平均年金額

5.6万円

厚生年金
受給者

平均年金額

14.5万円

資料：厚生労働省
令和4年度「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

リフォーム資金

屋根・外壁等の塗り替え工事、内装の
模様替え工事、屋根のふき替え工事、
浴室の設備改善工事、
台所等給排水設備の改善工事 など

平均 206万円



資料：国土交通省 令和4年度「住宅市場動向調査報告書」

その他急に必要になる支出

介護資金

医療資金

20代

結婚

30代

40代

50代

60代

70代

80代

90代

30・40・50代 教育資金

幼稚園から高校までの学習費総額

(単位：円)

幼稚園 ●公立の場合 165,126 ●私立の場合 308,909

小学校 ●公立の場合 352,566 ●私立の場合 1,666,949

中学校 ●公立の場合 538,799 ●私立の場合 1,436,353

高等学校
(全日制) ●公立の場合 512,971 ●私立の場合 1,054,444

資料：文部科学省 令和3年度「子供の学習費調査」

大学生 生活費(学費含む)

(昼間部・年間)

(単位：円)

自宅 ●国公立の場合 990,050 ●私立の場合 1,704,800

下宿・
アパート、
その他 ●国公立の場合 1,705,400 ●私立の場合 2,414,300

資料：(独行)日本学生支援機構 令和2年度
「学生生活調査」

老後の生活資金はどのくらい必要？

最低限の生活費(A) 毎月 約23.2万円

+

ゆとりのための上乗せ額(B) 毎月 約14.8万円
(ゆとりあるセカンドライフの場合)

||

ゆとりのある生活費(C) 毎月 約38.0万円
(A) + (B) = (C)

(注) 老後を夫婦2人で暮らしていく上で必要と考える費用
資料：(公財)生命保険文化センター
令和4年度「生活保障に関する調査」

夫婦2人で準備しておきたい
老後資金は？

ゆとりのある生活費 毎月 約38.0万円

夫婦2人の
平準的な厚生年金額 毎月 約22.0万円 ※1

不足する金額 毎月 約16.0万円

準備しておきたい
老後資金は… 約3,732万円 ※2

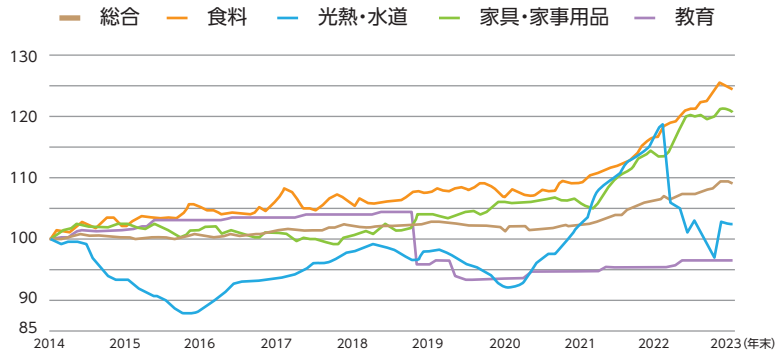
※1 日本年金機構ホームページ「令和4年4月からの年金額
等について」

※2 ゆとりある生活を送るにあたって不足する金額と65歳
男性の平均余命(19.44年)より試算
(資料：厚生労働省 令和4年「簡易生命表」より)
月16万円×12か月×19.44年＝約3,732万円

物価について考えてみましょう

2014年から2023年の10年間では物価は上がっています。特に食料については、10年間で27%程度値上がりしています。

●物価水準の推移(2014年末～2023年末)※



※ 2014年1月を100としたときの物価の変化を示しています。2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたため、教育費が大きく低下しています。総務省統計局 全国(品目別価格指数)より当金庫作成。

●2014年と2023年では…



このような継続的な物価上昇のことをインフレ(インフレーションの略語)と言います。モノやサービスの値段が上がると、お金の実質的な価値が低下してしまいます。将来的なインフレに備えるには、今ある資産を活用してお金を増やしていく必要があります。

お金に長生きしてもらいましょう

お金を貯めていくには、利率と運用期間(時間)を味方につけることが重要です。運用する利率を意識し、できるだけ早くから始めて、長く続けましょう。

■積立運用はこちら

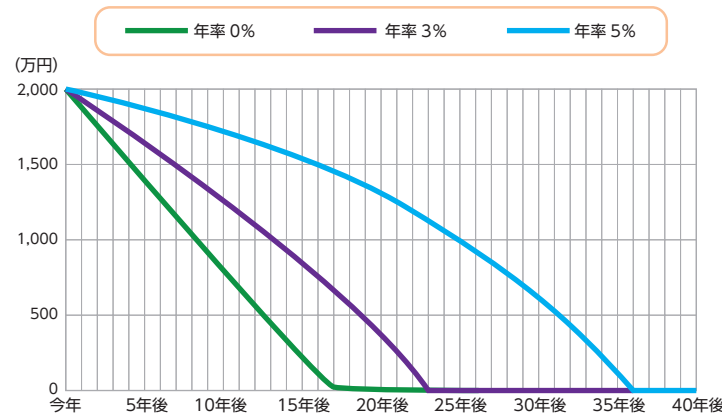
●毎月の積立金額から30年後の金額を試算すると…

毎月の積立金額	年率	積立期間	30年後の金額
50,000円	0%	30年	18,000,000円
50,000円	3%	30年	29,007,015円
50,000円	5%	30年	40,934,892円

※30年後の数値は、あくまでも参考値です。

■一括運用はこちら

●金融資産2,000万円を毎月10万円程度取り崩していくと…



※本シミュレーションの数値は、あくまでも参考値です。
※税金・費用などは一切考慮しておりません。金利は上限・下限を示すものではありません。

複利運用する金利	金融資産が0になるのは…
年率0%で運用した場合	▶ 約16.6年後
年率3%で運用した場合	▶ 約23.1年後
年率5%で運用した場合	▶ 約35.9年後

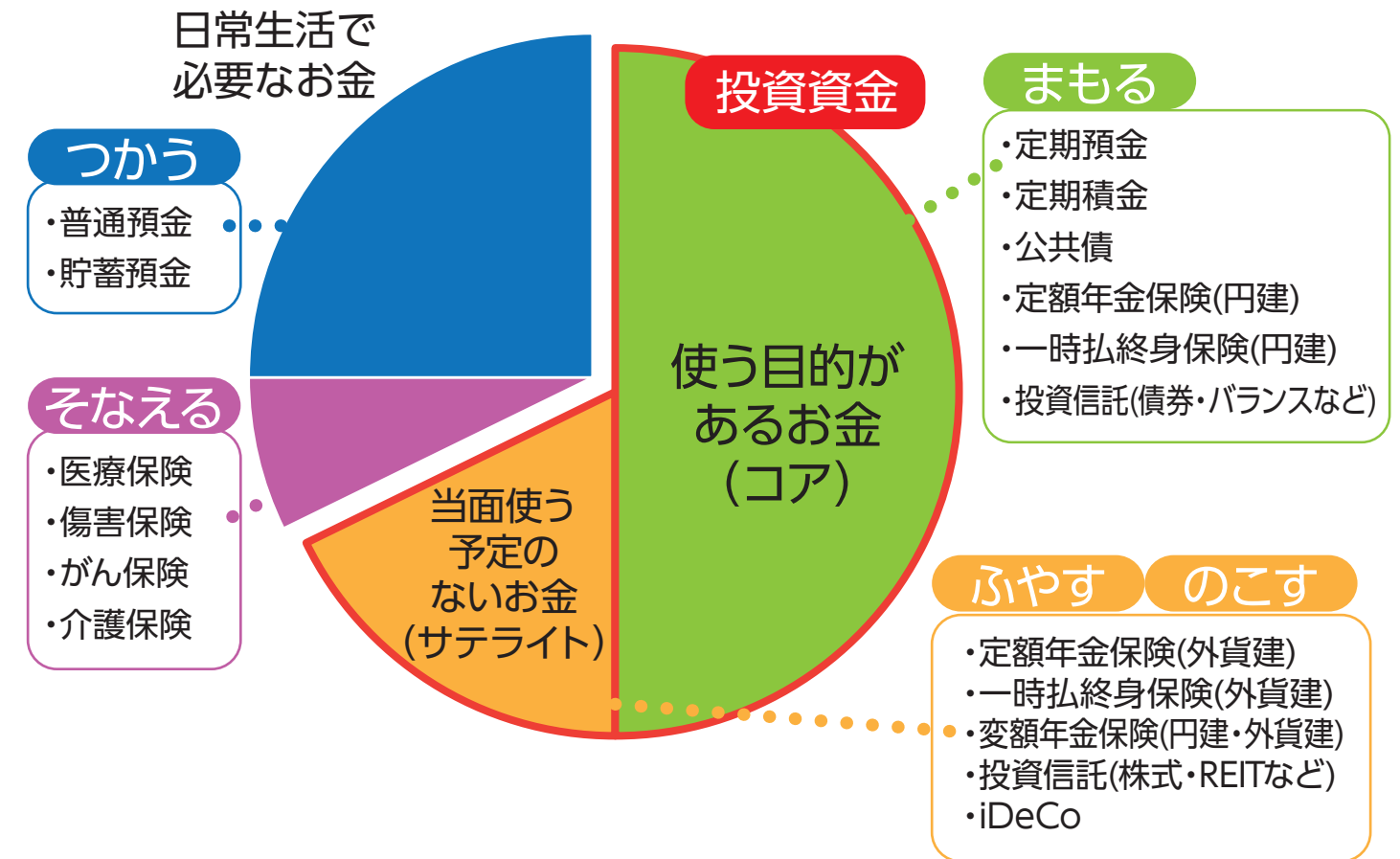
左の図は、金融資産の寿命をあらわしたものです。まったく運用をおこなわなかった場合は約16年で金融資産は0になってしまいます。年率5%で運用した場合、運用しない場合と比べると資産寿命が約19年延びます。お金に長生きしてもらうために、金利を味方につけて運用することが重要です。

お客さまのライフプランと資金の性格に合わせた金融商品を考えていきます

✓ まずは資金の色分けをしてみましょう

日常生活で必要なお金 と 投資資金 に分類します。

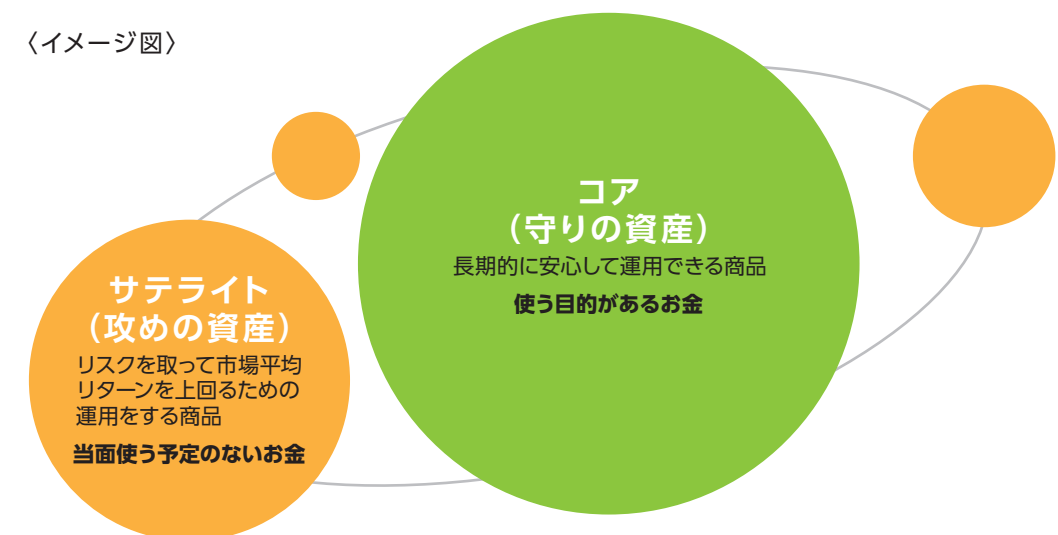
さらに、投資資金を コア と サテライト に分けます。



コアとサテライトとは…

コア・サテライト運用とは、長期的に安定して運用する「コア(守りの資産)」と、リスクを取って市場平均リターンを上回る運用をする「サテライト(攻めの資産)」を分けて考える運用手法です。

〈イメージ図〉

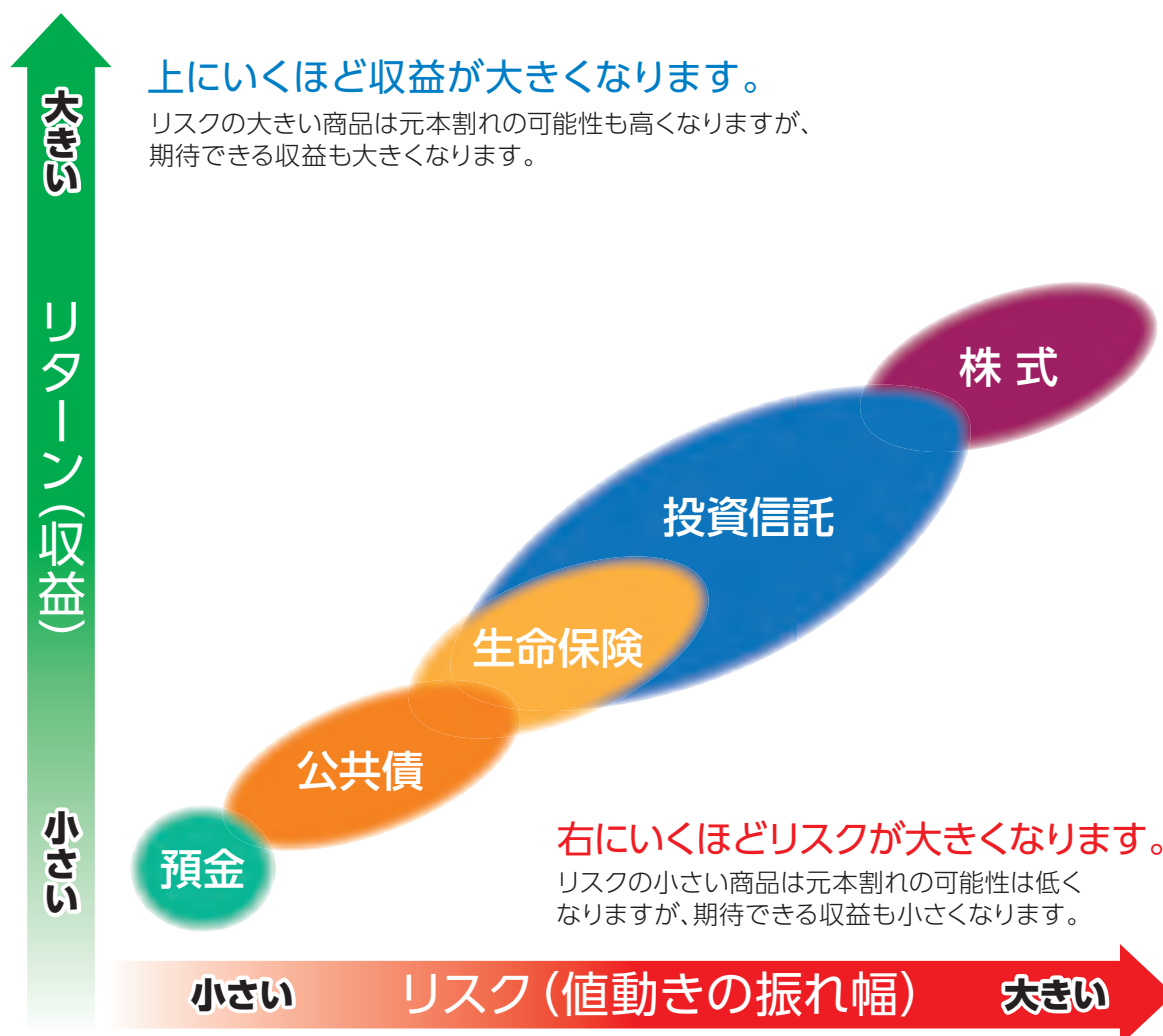


※コアは「中核」、サテライトは「衛星」を意味します。

リスクについて考えてみましょう

投資資金なら、収益の期待できる商品での運用も検討してみてもいいかもしれません。
リスクとリターン(収益)は表裏一体の関係にあります。

リスクとリターンの関係

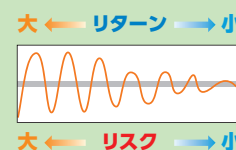


※あくまでもイメージ図であり、個別商品によってリスク・リターンは異なります。

リスクって……？

リスクは直訳すると「危険」という意味ですが、資産運用の世界では「値動きの振れ幅」を意味します。リスクが大きいということは、リターン(収益)がプラスにもマイナスにも大きく動きやすいということです。

一方、リスクが小さいということは、リターン(収益)の振れ幅が小さいということです。リスクの大きい商品よりもリターン(収益)が小さくなります。リスクを避けているだけでは、有利なリターン(収益)は得られないということになります。



預金

元本が保証されています。

(※預金保険制度の対象)

普通
預金

資金の出し入れが自由です。

貯蓄
預金

資金の出し入れが自由です。

定期
預金

資金の引き出しに制限がありますが、普通預金等より金利が有利です。

定期
積金

積立て期間を決め、毎月決まった金額を払込み、満期日にまとまった金額を受取る商品です。進学・旅行・住宅購入などの貯蓄を目的としてご利用できます。



定期預金、定期積金の注意事項

定期預金・定期積金は、お預入れ時の金利適用期間中に中途解約されると、お預入れ日から解約日まで所定の中途解約利率が適用となります。

普通預金、貯蓄預金、定期預金共通の注意事項

預金保険制度の対象となります(1預金者あたり全額保護の対象商品以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます)。

公共債

公共債とは、国や地方公共団体などが財源等を賄うために発行する国債・地方債・特別債（政府関係機関債）・地方公社債を合わせた債券を総称したものです。
利子と元本の支払いが国や地方公共団体によって保証されているため、信用度が高いといえます。

種類	個人向け国債			新窓販国債(利付国債)			公募地方債
商品名	固定3	固定5	変動10	国債2	国債5	国債10	広く一般に公募される「全国型市場公募地方債」等(例)岡山市公募公債
満期	3年	5年	10年	2年	5年	10年	発行体により異なる
金利タイプ	固定金利		変動金利(半年ごとに見直し)	固定金利			固定金利
購入対象者	個人のみ			個人・法人			個人・法人
利子の受け取り ^{※1}	半年ごとに年2回			半年ごとに年2回			半年ごとに年2回
購入単位(販売価格)	最低1万円から1万円単位(額面金額100円につき100円)			最低5万円から5万円単位(発行ごとに財務省で決定) ^{※2}			最低1万円から1万円単位(額面金額100円につき100円)
中途換金	発行後1年経過すれば、いつでも中途換金可能 ^{※3}			市場でいつでも売却が可能(売却益/売却損が発生) ^{※4}			市場でいつでも売却が可能(売却益/売却損が発生) ^{※4}
発行月(発行頻度)	毎月(年12回)			毎月(年12回) ^{※5}			各地方債により発行時期が異なる ^{※5}

※1 国債の利子は、受取時に20.315%分の税金が差し引かれます。ただし「障害者などの非課税貯蓄制度(マル優、特別マル優)」の適用を受け、非課税とすることができます。詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。

※2 利付国債は発行日から初回の利払日までの期間がぴったり半年にはなりません。そのため購入時に、半年に満たない分の日割り計算された利子(税引前)相当額を、初回の利子の調整額としてあらかじめ払い込んでいただきます。そのうえで初回の利払日には、半年分の利子をお受取りいただけます。

※3 直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685(復興特別所得税課税後)が差し引かれます。

※4 国の買い取りによる中途換金制度はありません。市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。購入後、市場の金利が上昇すると時価が下落し、償還期限前に売却する場合には、売却損が出ることもあります。また、市場の金利が下降すると時価が上昇し、償還期限前に売却する場合には、売却益が出ることもあります。

※5 国債・地方債の種類や時期によっては扱っていない場合もあります。

公共債のリスク

公共債は、国や地方公共団体の発行する安全性の高い金融商品ですが、発行体である公共団体の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクがあります。

その他の重要事項

- ・おかやま信用金庫で販売する公共債は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・個人向け国債は、中途換金ができない期間等の制限があります。
- ・ご購入の際は、契約締結前交付書面の内容をよくお読みください。

生命保険

個人年金保険

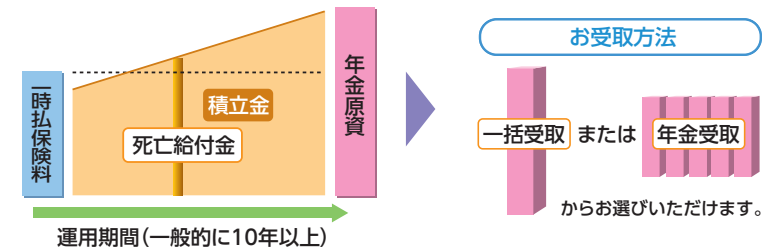
こんな方におすすめ

- 月払いや年払いで保険料(一時払型を含む)を積み立て、あらかじめ決めた年齢になると年金を受け取ることができます。
- ☐ 将来公的年金だけでは不安
☐ 老後は趣味もしっかり楽しみたい
☐ 目的のために計画的に準備したい

個人年金保険の活用法

- 年金の上乗せに ゆとりあるセカンドライフを実現するために、公的年金の上乗せ年金として活用いただけます。
- つなぎ資金に 公的年金を受け取るまで、受け取れない期間を補うために活用いただけます。

●一般的な定額個人年金保険の仕組み(一時払型)



終身保険

こんな方におすすめ

- 一生涯の保障が準備でき相続対策に適しています。
- ☐ 子供が困らないよう準備しておきたい
☐ 遺してあげたい人がいる
☐ 相続税が不安

終身保険のメリット

- 「争続」とならないために お金に「宛名」をつけられますので、遺したい相手をご指定できます。
- 残されたご家族に安心してもらうために いざという時、すぐに使えるお金を準備できます。
- 相続税対策に 一定の条件を満たせば、相続税は課税されません。死亡保険金の非課税限度額は、「法定相続人の人数×500万円」で、この金額の範囲内であれば、相続税は課税されません。

●一般的な終身保険の仕組み(一時払型)



生存(贈与) 保険

お預けしたお金の中から「決められた金額」を「毎年」「決められた期間」切り崩して渡していくことができます。

こんな方に
おすすめ

- ☐ 元気なうちに、子供や孫にお金を渡して、喜ぶ顔がみたい
- ☐ 相続税対策を考えている

保険の活用メリット

相続対策の
ひとつ

自分の資産を減らすことで相続の課税対象額を減らし、相続税を減らすことができます。

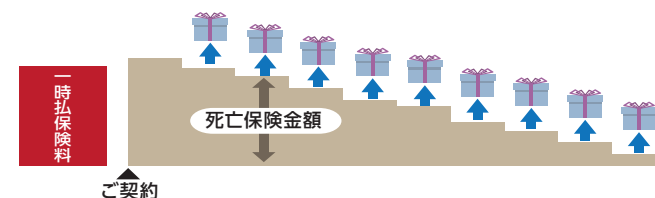
手続きが簡単

保険契約以降は、毎年自分で手続きしなくても、保険会社が受取人に送金してくれるため、手間がかかりません。

贈与契約書の
作成が不要

保険会社が発行する支払いの通知が贈与の記録となるので、ご自身で贈与契約書を作成する必要がありません。

●一般的な生前贈与型生命保険の仕組み(一時払型)



定期 保険

万が一(死亡・がん・介護)の時のために、一定期間保障を備えることができます。

こんな方に
おすすめ

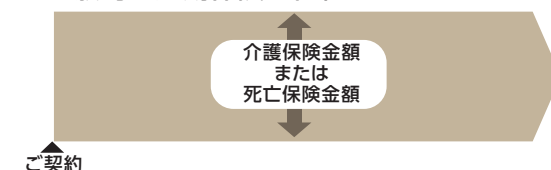
- ☐ 月々の支払いで、もしもの時に備えておきたい

保険の活用メリット

少額で
準備できる

まとまったお金がなくても、月払い・年払い(掛捨て)で準備することができます。

●一般的な定期保険の仕組み



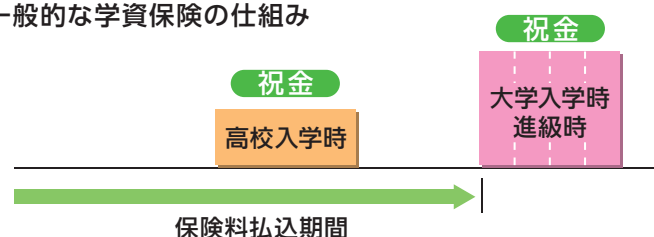
学資 保険

子どもの入学や進級時にあわせて祝金を受け取ることができます。保険料払込期間中に契約者である親が死亡した場合は、それ以降の保険料が免除される特則を付加することもできます。

こんな方に
おすすめ

- ☐ 子供の学費・進学費用を計画的に準備しておきたい

●一般的な学資保険の仕組み

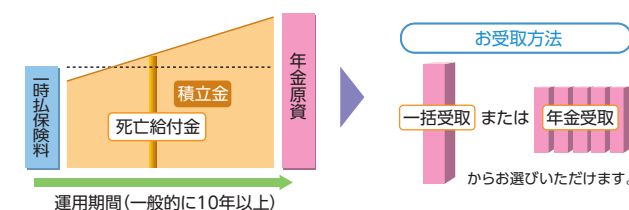


保険にはさまざまなタイプがあります

定額保険

払込保険料を主に債券などで運用し、契約時点で将来受け取る金額が決まっています。

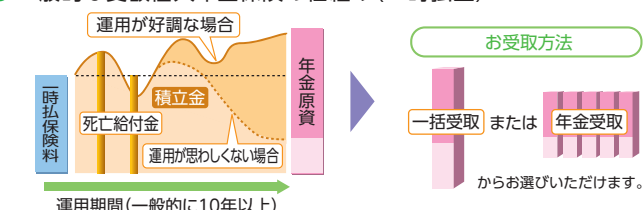
●一般的な定額個人年金保険の仕組み(一時払型)



変額保険

払込保険料を主に投資信託などで運用し、その運用実績によって、将来受け取る金額が変動します。

●一般的な変額個人年金保険の仕組み(一時払型)



外貨建て

”外貨”で運用する保険

外貨建ての魅力

- ・日本円よりも高い金利の外貨で運用することで、貯蓄性が高くなります。
- ・満期時や解約時に、契約時より円安になっていれば受取額が大きくなります。
- ・資産を円以外の通貨に分散できます。

しっかり
増やしたい



円建て

”円”で運用する保険

円建ての魅力

- ・将来の受取額が契約の時に決まっています。
- ・将来の金額が決まっているので計画的に貯めて使うことができます。
- ・為替リスクがありません。

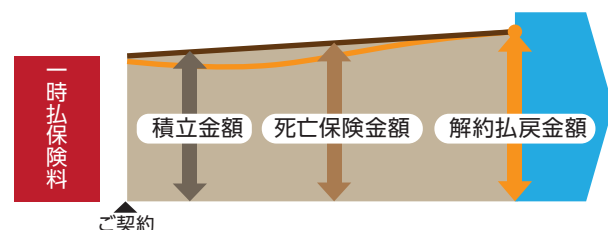
安心して
貯められる



ふやす

”円””外貨”でふやしなが、相続にもそなえられます。

● 一般的な定額終身保険の仕組み（一時払型）



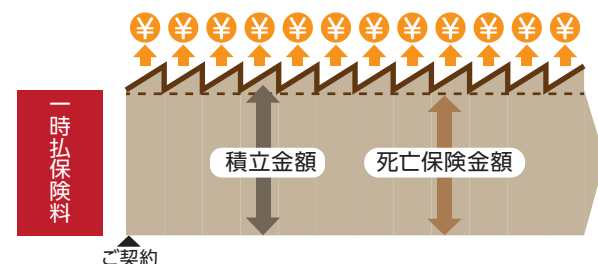
特徴

複利で着実にふやしていきます。

うけとる

”円””外貨”で毎年一定額をうけとりなが、相続にもそなえられます。

● 一般的な定額終身保険の仕組み（一時払・定期支払型）



特徴

毎年決まった時期に受け取れるので、計画的に使うことができます。

万一、生命保険会社が破綻したら、現在加入している保険はどうなるのですか？

- ①「生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）」により、保険契約は継続されます。
- ②国内で事業をおこなう生命保険会社の元受保険契約は保護機構の補償対象となり、高予定利率契約を除き、破綻時点の責任準備金等の90%まで補償されます。

生命保険契約者保護機構とは

保護機構は、保険業法に基づいて平成10年（1998年）12月1日に設立・事業開始した法人であり、国内で事業をおこなう全ての生命保険会社が会員として加入しています。

ご参考情報

保険の課税について

- 一時所得とは…給与所得や利子所得など以外に該当する一時的な所得
(例…生命保険の満期返戻金 など)

計算式：{(保険金－支払保険料)－特別控除 50万円}×1/2

※特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。
特別控除額を超える場合、他の所得と合算して総合課税されます。

- 雑所得とは…給与所得や利子所得など9種類のいずれの所得にも該当しない所得
(例…国民年金、厚生年金、個人年金保険の受取年金 など)

計算式：総収入金額－必要経費

※雑所得は、他の所得と合算して総合課税されます。

ご参考情報

相続税について考えてみましょう。

相続税の計算方法

課税価格＝(遺産の総額－非課税財産および債務・葬式費用等)

遺産の総額



- ◎ 一般の動産
有価証券
保険金(みなし相続財産)
預貯金など
- ◎ 被相続人からの相続開始前7年以内^{※1}の贈与財産
- ◎ 相続時精算課税制度を適用した贈与財産

控除部分(非課税財産等)

生命保険金の非課税枠^{※2}

500万円×法定相続人の数

退職金の非課税枠^{※2}

500万円×法定相続人の数

債務・葬式費用

課税価格

※1 2023年度の税制改正により、相続財産への加算期間が3年以内から7年以内に延長されました。
2024年1月1日以後に贈与により取得する財産にかかる相続税について適用されます。

基礎控除

3,000万円

+

600万円×法定相続人の数^{※2}



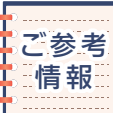
相続税額速算表

法定相続人の法定相続分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

※2 法定相続人の数 民法の法定相続人の数に、次の点を反映させたもの。

- ① 養子がある場合、1人を算入(養子が2人以上で実子がいない場合、2人まで)
- ② 相続放棄した者がいる場合も、その者を算入





贈与について考えてみましょう。

贈与税の課税方法には、「**暦年課税**」と「**相続時精算課税**」の2つの方法があります。

暦年課税方式

その年の1月1日から12月31日までの1年間に個人から贈与を受けた財産の価額を合計します。次に、その合計した金額(課税価格)から基礎控除額110万円を控除した残額について、課税されます。

※2024年1月1日以降の贈与において、相続財産に加算する期間が相続開始前3年間に延長されました。延長された4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。

相続開始日	加算(持戻し)期間
2026年12月31日まで	3年
2027年1月1日から 2030年12月31日まで	3年超～7年未満 (段階的に延長)
2031年1月1日から	7年

贈与税の計算方法 ※贈与税の速算表を使って計算する場合

$$\text{贈与税額} = \left(\text{1年間の受贈財産の合計価額} - \text{基礎控除額 110万円} \right) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

贈与税の速算表

18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合			一般贈与(左記以外)の場合	
基礎控除後の課税価格	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下	15%	10万円	20%	25万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円	55%	400万円

相続時精算課税制度

贈与を受けた時に贈与財産に対する贈与税を支払い、贈与者が亡くなった時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。なお、一度この制度を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」の適用を受けることはできません。

※2024年1月1日以降、暦年課税の基礎控除とは別に、年間110万円の基礎控除が適用されます。

※贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合には、相続時にその課税価格を再計算します。

$$\text{贈与税額} = \left(\text{受贈財産の価額} - \text{毎年基礎控除 110万円} - \text{特別控除額 2,500万円} \right) \times \text{一律20\%}$$

特別控除累計 2,500万円までは贈与税が非課税となる

※贈与者(特定贈与者)が複数人いる場合は、贈与額により基礎控除110万円を按分する。

そなえる保険

”もしも”の場合の備えも、大切な資金計画のひとつです。病気やケガ、介護など不意なアクシデントは言葉のとおり突然襲ってくるものです。そんな場合にも、経済的な備えは必要です!!

医療保険

こんな方におすすめ

□ 病気やケガによる入院・手術に備えたい

病気やケガをして入院・手術したときに、給付金が支払われます。入院は短期化の傾向にありますが、短期の入院でもまとまった費用が必要になることがあります。病気やケガで入院や手術をしたときの経済的なリスクに備えることが大切です。

入院費用

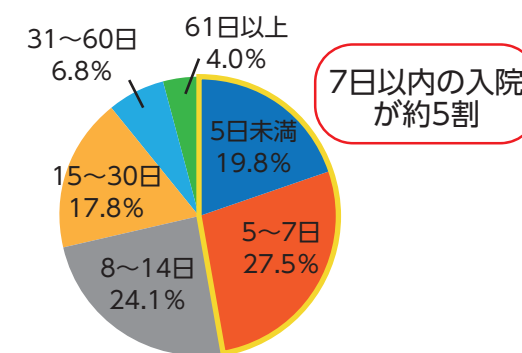
●5日未満の入院の自己負担費用※1

平均 **8.7万円**

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や医療、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

※1 (公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとに当金庫作成
[集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む))]

●直近の入院時の入院日数※2



※2 (公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとに当金庫作成
[集計ベース:過去5年間に入院した人]

がん保険

こんな方におすすめ

□ がんによる入院・手術に備えたい

がんで入院・手術したときに、給付金が支払われます。

日本人の2人のうち1人は「がん」にかかる*時代といわれています。

*東京大学医学部附属病院放射線科准教授緩和ケア診療部長中川恵一著「ビジュアル版がんの教科書」より

がんになるリスクは年齢とともに高くなります。がんにかかるると治療費などで多額の費用が発生します。

がん費用

●入院1件あたりの医療費総額※3

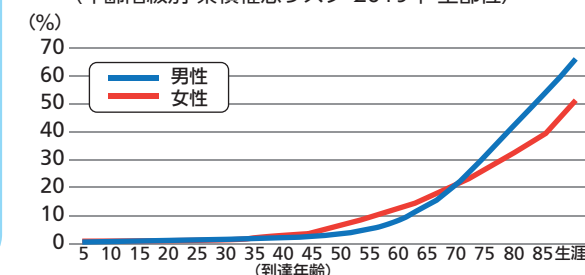
74.7万円

通院(外来)などの入院外医療費総額 **4.3万円**

※3 がんで入院した場合の1件あたりの平均医療費(1つの医療機関で1か月にかった医療費)。厚生労働省「令和3年度医療給付実態調査」をもとに当金庫作成。数字は協会けんぽ、部位別の金額は1点=10円として計算。

●がんにかかるリスク※4

(年齢階級別 累積罹患リスク 2019年 全部位)



※4 国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)グラフデータベース 累積罹患リスク(2019年のデータをもとづく)をもとに当金庫作成

介護保険

こんな方におすすめ

☐ 将来、介護が必要になったときに備えたい

保険会社が定める介護状態になった場合に、給付金が支払われます。

●介護が必要になる割合 ※1

75歳以上では4.0人に1人、90歳以上では1.5人に1人の割合で介護が必要となります。

75歳以上の4.0人に1人



80歳以上の2.9人に1人



85歳以上の2.1人に1人

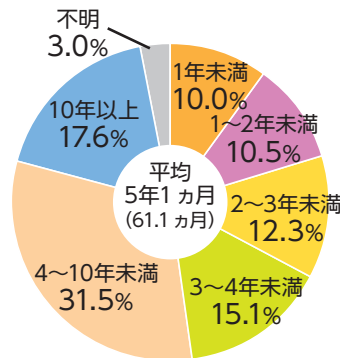


90歳以上の1.5人に1人



●介護にかかる期間 ※2

年齢や要介護度など個人の状態によって介護にかかる期間はさまざまで、10年以上と長期にわたることもあります。



●毎月の自己負担額 ※3

介護費用

全体平均
月 **8.3万円**

在宅の場合 月 **4.8万円**
施設の場合 月 **12.2万円**

※公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

※1 厚生労働省「令和5年審査分」および総務省統計局「令和4年 人口推計」をもとに当金庫作成

※2 (公財) 生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとに当金庫作成。※端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。

※3 (公財) 生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」

傷害保険

こんな方におすすめ

☐ ケガに備えたい

☐ 他人に損害を与えたときに備えたい

国内外を問わず、さまざまな事故によるケガをされた場合に、給付金が支払われます。

まめ知識

高額療養費と医療費控除をご存知ですか？

高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払った額(入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません)が、暦月(月の初めから終わりまで)で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

医療費控除制度

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。

支払った医療費

－ 保険金などで補てんされる金額 ※1

－ ※2 10万円

＝ 医療費控除上限200万円

※1 生命保険契約などで支給される入院給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など

※2 その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

まめ知識

生命保険料控除を活用しましょう

納税者が一定の生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合に受けられる所得控除です。所得税や住民税の負担額を減らす制度の活用もれはありませんか？

	旧制度 (平成23年12月31日以前の契約)		新制度 (平成24年1月1日以後の契約)	
	所得税	住民税	所得税	住民税
一般生命保険料控除	5万円	3.5万円	4万円	2.8万円
介護医療保険料控除			4万円	2.8万円
個人年金保険料控除	5万円	3.5万円	4万円	2.8万円

旧制度と新制度の各保険料控除の適用限度額合計	12万円	7万円
------------------------	------	-----

「保険に関する注意事項」

- 生命保険商品には、商品ごとの特性に応じたリスクがあります。詳しくは商品ごとの「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」等でご確認ください。
- 当資料は保険商品の一般的な特徴を説明したものです。商品ごとに商品性は異なりますので、ご検討の際は必ずパンフレット等をご覧ください。
- 保険契約はお客さまと保険会社とのご契約となることから、保険契約の引受や保険金額等の支払は保険会社がおこないます。
- 保険商品は預金等ではなく、元本および利回りの保証はありません。また、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 引受保険会社が経営破綻した場合には保険金等が削減されることがあります。この場合の取扱い等につきましては、お申込みにあたって「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等で説明いたします。
- 保険契約のお申込み有無により、当金庫とのお取引に影響が及ぶことは一切ありません。
- お申込みにあたって、万一、説明義務違反等の法令等に違反する保険募集をおこなったことによりお客さまに損害が生じた場合には、当金庫が募集代理店としての販売責任を負います。



お客さまにご負担いただく諸費用について

お客さまにご負担いただく手数料のうち主なものは以下のとおりです。

種 類	費用の概要
保険契約関係費用	ご契約時の初期費用や、運用期間中、年金受取期間中の費用等、新契約の締結・成立・維持・管理に必要な費用です。
資産運用関係費用	投資信託の信託報酬や、信託事務の諸経費等、特別勘定の運用により発生する費用です。
解約控除	契約日から一定期間内の解約の場合に特別勘定から控除される費用です。(解約時のみ発生いたします。)

※ご負担いただく手数料種類やその料率は、商品によって異なります。詳しくは商品ごとの「パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。



投資信託

投資信託とは？

投資信託とは、たくさんのお客さまからお預かりした資金を集めてひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、国内外の株式や債券、不動産等に投資し、その運用成果をお客さまに分配するというしくみの商品です。

投資信託のメリット

小口資金から運用

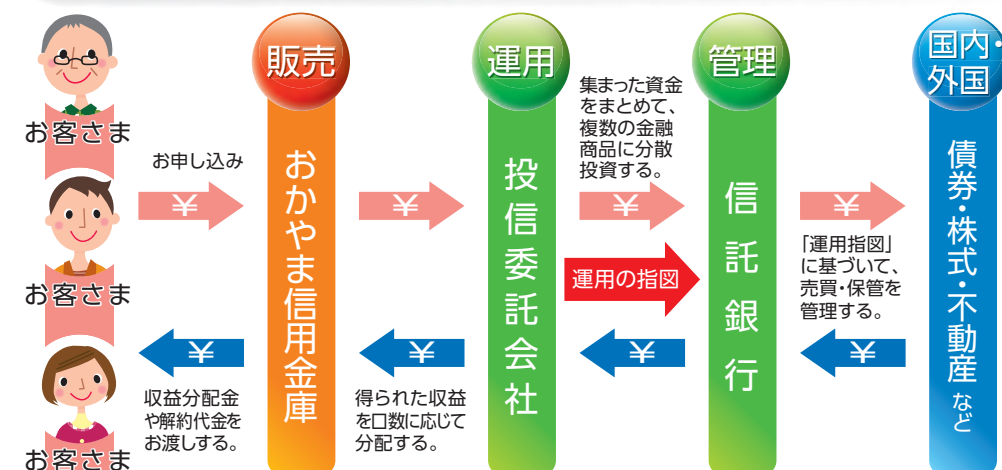
株式・債券等の有価証券への投資金額は、1万円程度の小口資金から始められます。なお投信自動積立(定時定額購入取引)は千円以上千円単位で運用できます。

分散投資

リスクを低減するため、投資信託は複数の株式・債券などに分散投資されます。

専門家による運用

資金運用は豊富な知識と経験・情報力をもった投資の専門家(ファンドマネージャー)がおこないます。



※上記は、お客さま(受益者)、投信委託会社(委託者)、信託銀行(受託者)の三者の信託による、契約型投資信託を表したものです。

《債券》

- 国や一般企業等が資金を調達するために発行します。
- 定期的な利子収入がメインです。

《株式》

- 一般企業が投資家から資金を調達するために発行します。
- 値上がり益がメインですが、配当も収益源となります。

《不動産》

- 投資家から集めた資金を主に不動産で運用します。
- 株式の配当金にあたるものが比較的高く、株式と債券の中間の性質をもちます。

景気が良くなると 景気が悪くなると

金利は 上がる傾向	価格は 下がる傾向	金利は 下がる傾向	価格は 上がる傾向
企業業績は 改善する傾向	価格は 上がる傾向	企業業績は 悪化する傾向	価格は 下がる傾向
空室率や 賃料水準は 改善する傾向	価格は 上がる傾向	空室率や 賃料水準は 悪化する傾向	価格は 下がる傾向

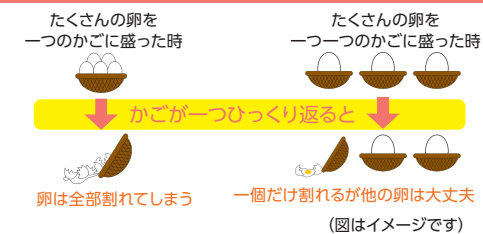
もしも3つのうち、いずれかの会社が破綻したら？

投資信託の資産は信託銀行が保管していますので、投信委託会社や販売会社が万一破綻しても、投資信託の資産に影響はありません。また信託銀行が万一破綻した場合でも、信託財産は信託法に則って分別管理が義務付けられています。分別管理とは、信託銀行自身が保有する自己の資産とは別々に管理する、ということです。ですので、投資信託の資産が債権者によって差し押さえられて、受益者に返還されない、というようなことはありません。

選び方のポイント

① 分散投資を心がける

いくつかの金融商品に分散して投資することでリスクを抑えることができ、収益の機会も安全度も増します。



② 長期保有

市場は、短期でみると一時的な要因により大きく変動することがありますが、長期間でみるとこの変動リスクが小さくなる傾向があります。

③ 時間の分散

1回に全額を投資するのではなく、何回かに分けて投資する。または毎月一定額を積み立てるなどの方法で購入時期を分散させることによって、リスクを小さくすることができます。例えば、定期的に同じ金額で同一の投資信託を購入していく定期購入方法として、ドル・コスト平均法※があります。

※ ドル・コスト平均法

ドル・コスト平均法とは、平均買付価額の引き下げを目指す投資方法です。長期にわたって定期的に一定金額で一定の証券に投資する方法で、投資信託の場合、価額が高い時に購入口数が少なく、低い時には購入口数が増え、結果として平均買付価額が割安となる方法です。この方法は、長期的な投資に向いています。

ドル・コスト平均法の計算例

基準価額の推移(1万口当たり)



■ 定期購入方法(ドル・コスト平均法)による買い付け(毎月1万円購入の場合)

※買付手数料は考慮していません。

	A	B	C	D	E	計	1万口当たりの平均買付価額
買付金額(円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000	
買付口数(口)	10,000	11,111	9,259	10,753	8,850	49,973	10,005円

※買付口数=10,000円÷基準価額×1万口

日本証券業協会・(一社)投資信託協会作成「わかりやすい投資信託ガイド(2012年度版)」より当金庫が作成

おきゃましんきん

投信自動積立サービス(定時定額購入取引)

投資信託の積立投資は、決まった日に購入でき、少額からでも始められます。

老後のゆとりあるセカンドライフのために、少額からコツコツと始められる投資信託の積立投資を活用してみませんか。

積立投資を始めるポイントは？

時間を味方につける

少額からでも、定期的にコツコツと貯めていくこと。それが老後に必要となる目標金額への近道。時間を味方につけて、「より早く」「より長く」積み立てることが重要です。

利回りを加える

定期的に積み立てたととしても、利回りが加わらなければ目標金額にはなかなか近づきません。小さな利回りの差が、中長期的には大きな投資成果の違いとなってあらわれます。

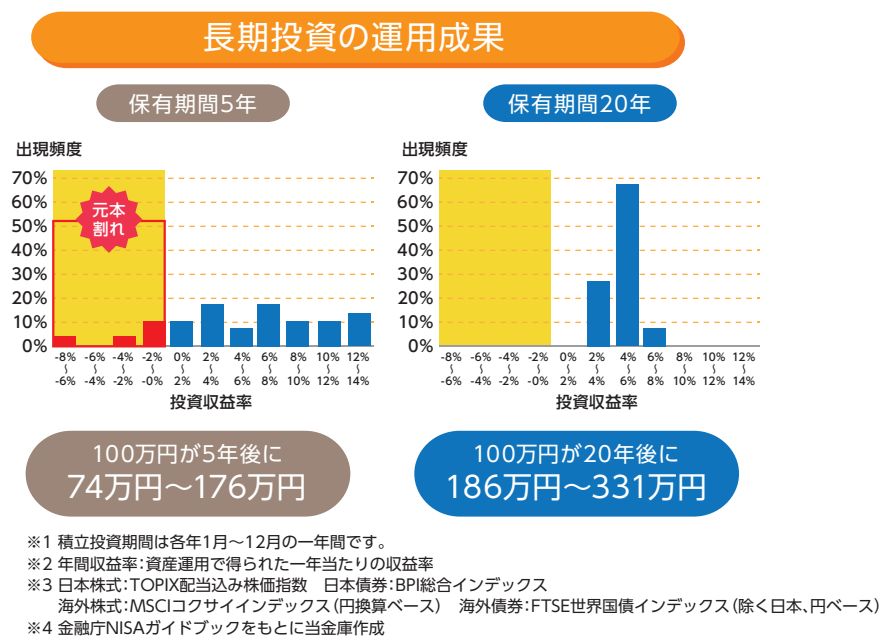
リスクを抑えた運用を

「価格変動が大きい」リスクの大きな資産を積立投資すると、効果が得られにくくなる場合があります。中長期的に積み立てるのであれば、リスクの小さい資産を選択することが大切です。

長期投資でリスクを平準化しましょう

長い期間投資を続けると複利効果が大きくなります。
また長期投資で運用し続けた場合、元本割れのリスクも大きく減少します。

右の図は、1989年以降、毎月同じ金額ずつ国内外の株式と債券に積立投資をおこない、5年間で20年間それぞれ保有した場合についての年間収益率を計算したものです。5年という比較的短い期間では、投資を始めたタイミングによっては大きな収益が得られることもあれば、元本割れになることもあります。ところが20年という長い期間では、どの時点から始めても、収益は安定し、少なくとも、1989年以降のデータでは元本割れとなったケースはありませんでした。



NISA ニーサ

(少額投資非課税制度)

- こんな方に
おすすめ
- つみたて投資枠
- ☐ 費用をおさえて少額から積立投資したい
 - ☐ これから投資を始めたい
- 成長投資枠
- ☐ まとまった資金で一括投資したい
 - ☐ 幅広い投資商品から選びたい

上場株式・株式投資信託等の譲渡所得・配当所得に係る税金

20.315% 所得税…15.315% 住民税…5%

NISA〈非課税〉

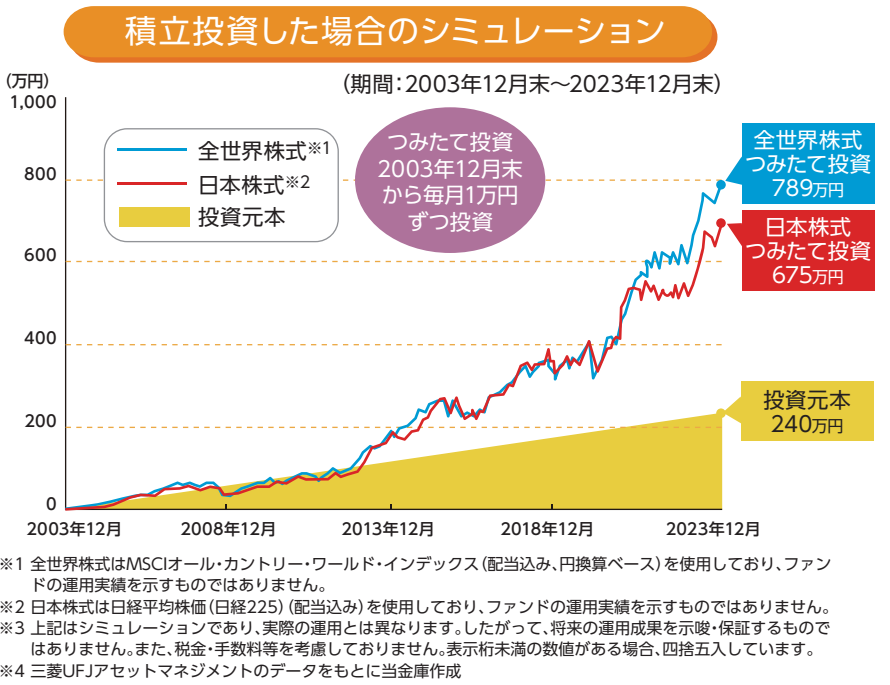
2024年からの
NISA制度の
ポイント

- 1 つみたて投資枠と成長投資枠の2つの投資枠の併用が可能です。
- 2 NISA制度が恒久化し、非課税保有期間が無期限化されます。
- 3 年間投資枠（年間で購入可能な金額）はつみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円です。
- 4 非課税保有限度額（NISA口座で保有できる上場株式・株式投資信託等の残高の上限）は総額1,800万円です。（成長投資枠は、そのうち1,200万円まで）
- 5 NISA口座で保有する上場株式・株式投資信託等売却した場合、非課税保有限度額は翌年以降で再利用が可能です。

積立投資で時間を味方につけましょう

積立でコツコツと投資することで、時間の分散もはかることができます。
投資対象も、値動きが異なる複数の資産に分散して投資をおこなうことで、価格の変動をある程度抑えることができ、安定的な資産形成が期待できます。

右の図は、世界の主な株価指数に、毎月1万円を20年間積立投資した場合のシミュレーションです。毎月1万円ずつの積み立てなので、投資元本は240万円になります。青と赤のグラフはそれぞれ全世界株式と日本株式に連動する資産で積立投資をした結果を表しています。20年後にはどちらも、投資元本の240万円を大きく上回っていることがわかります。将来も同じ結果を得られることを保証するものではありませんが、資産を増やすには有効な手段となり得るのではないのでしょうか。



	2023年までのNISA制度		2024年からのNISA制度	
	つみたてNISA (2018年創設)	選 択 制 一般NISA (2014年創設)	つみたて投資枠	併 用 可 成長投資枠
年間の 非課税投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税 保有期間	20年間	5年間	無期限	
非課税 保有限度額	800万円	600万円	1,800万円	
			1,200万円 (内数)	
非課税 投資可能期間	2023年まで	2023年まで	恒久化	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等 ①整理・管理銘柄 ②信託期間20年未満、 高レバレッジ型および 毎月分配型の投資信託等を除外 /
対象年齢	その年の1月1日において18歳以上		その年の1月1日において18歳以上	
	※2023年末までのつみたてNISAおよび一般NISA制度において投資した商品は、 各非課税保有期間終了時までそのまま保有することが可能 (2023年までの制度から現行の制度へのロールオーバーは不可)			

- 提出書類
- 1 非課税口座開設届出書 等
 - 2 マイナンバー届出書

つみたて投資枠と成長投資枠の組み合わせ活用術！

つみたて投資枠と成長投資枠が併用できるため、つみたて投資枠でコツコツ積立をしながら、成長投資枠でファンドの一括購入・積立購入をおこなうなど、ご自身にあった資産運用ができます。また、保有している投資信託等を売却した場合、その分の非課税保有限度額（総枠）が翌年に復活し、年間投資枠の範囲内で再利用※が可能です。

※年間投資枠は復活しないため、短期間での売買（乗換）をおこなうことを前提としたお取引は適しません。

〈一例〉



おかやましんきん 投信インターネットサービス

パソコンやスマートフォンから「投資信託商品のお取引」や「お取引明細照会」などができます。

投資信託のお申込手数料

20%割引!!

（取扱中のファンドが対象です。）

※ただし、投信自動積立サービスによるご購入を除きます。

<https://www.shinkin.co.jp/okayama/fundis/>

月額利用料
無料



■ 投資信託をご購入いただく前に、必ず下記の内容をご理解ください。

投資信託は多数の種類がありますが、投資方針、投資対象、リスクとリターンなどを比較検討し、ご自身の運用目的や運用期間にあった商品かどうか、納得したうえで購入することが大切です。

- ・価額変動リスク
- ・金利変動リスク
- ・流動性リスク
- ・信用リスク
- ・カントリーリスク
- ・為替変動リスク
- ・不動産投資信託のリスク
- ・株価変動リスク
- など

※上記のリスクは当金庫取扱商品の代表的リスクを挙げたものですので、ご購入の際は必ず投資信託説明書（交付目論見書）等をご確認ください。

投資信託に関する手数料等の概要

投資信託のご購入時には、買付時の基準価額（買付価額）に、最大3.3%〔投信インターネットサービスでは、20%割引（ただし定時定額による買付を除きます）〕の申込手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年2.2%（消費税込み）を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。

その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。

投資信託に関するご注意事項

- ☐ 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- ☐ 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ☐ 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ☐ 投資信託の設定・運用は委託会社がおこないます。
- ☐ 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- ☐ 投資信託は、組入価証券等の価格下落や組入価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ☐ 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- ☐ 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- ☐ 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- ☐ 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。
- ☐ 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

iDeCo

ご自身で決められた金額(掛金)を積み立てて運用し、60歳以降に受け取る年金です。公的年金にプラスできる「もうひとつの年金」で、大きな税制優遇が特徴です。

こんな方におすすめ

- ☐ 将来公的年金だけでは不安
- ☐ 年金の準備がしたい
- ☐ 運用しながら増やしたい
- ☐ 税制優遇を活用したい

5,000円から手軽に始められます

被保険者種別によって、拠出限度額が異なりますが、少額から始められます。



税制優遇があり「おトク」です

積み立てるとき → 所得控除
運用するとき → 非課税
受け取るとき
年金 → 公的年金等控除
一時金 → 退職所得控除

分散投資でリスクを減らすことができます

投資信託商品と元本確保型商品があり、値動きが異なる資産を組み合わせることで、リスクの軽減が期待できます。

原則60歳まで長期間積み立てるので「ふやす」を期待できます

早くから始めるほど、利回りの効果が大きくなります。

※原則60歳まで中途脱退、途中の引き出しはできません。

NISA(成長投資枠・つみたて投資枠)とiDeCoを使いこなそう!

NISAとiDeCoは国が後押しする投資をお得にできる制度です。

20代から50代まで、どの世代から始めても遅くありません!

併用で人生の3大支出(住宅・教育・老後資金)に備えて、iDeCoとNISAの両方を始めてみましょう。

★お金を使うタイミングが60歳より前の場合

NISAが有効



★所得控除のメリットを享受しながら、60歳以降のお金をしっかり貯めたい場合

iDeCoが有効



節税しながらつくる自分のための年金制度



《参考》 非課税制度の比較

	iDeCo	NISA	
		成長投資枠	つみたて投資枠
加入資格	65歳未満の国民年金被保険者	その年の1月1日において18歳以上	
年間非課税投資額(積立額)の上限	年間14.4万円～81.6万円(職業や企業年金の有無により異なる)※	年間240万円	年間120万円
非課税保有限度額	なし	1,200万円	成長投資枠とあわせて1,800万円
運用期間	無期限	無期限	無期限
税制優遇	拠出時	○	—
	運用時	○	○
	換金時	○	—
払出制限	あり(原則60歳まで引出し不可)	なし	なし
運用商品	預金・保険・投資信託等(加入する金融機関によって異なる)	上場株式・一定の公募株式投資信託	長期・積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等
投資信託の購入時手数料	無料	商品によって有料・無料のものがある	無料
口座管理料等	必要	不要	不要

※ 確定拠出年金制度改正により、2024年12月から「年間24万円～81.6万円」に拠出限度額が見直されます。

資産運用から資産形成まで ライフプランアドバイザーがお待ちしております。

この上質空間のテーマは居心地

足を踏み入ると、一瞬にして喧騒の日常と隔絶した透明な世界が広がる。内側から癒されてゆく心地よさの中で、理性だけが不思議なくらい研ぎ澄まされていく。

ゆったりと流れていく時間の中で、これからのライフデザインに想いを馳せる。そしてデザインを基に立体的なプランニング。ここからは専属の助手を務めるLA達の出番となる。

資産の運用から資産形成までサポートいたします

それは現在と未来をつなぐ
協同的創造スペース



プレミアム・ライフ・プラザ

お申込み・お問い合わせ
フリーダイヤル

0120-173-299 ガイダンス番号2
岡山市北区柳町1-11-21

個別相談のご予約はこちら



平日の夕方も相談を受付しております

営業時間

月曜日から金曜日

9:00～17:00

予約優先制

いつも、あなたと。
おかやま信用金庫

【日本証券業協会加入 登録番号 中国財務局長(登金)19号】